

新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年8月24日一部改訂
あわら市金津中学校

本感染症については、感染力の強い変異株が続々と現れるなど、いまだ不明な点が多く、私たちは、長期間この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

そこで、本校において教育活動を行うにあたり、県の指針を基に、新型コロナウイルス感染症対策として学校運営上の工夫をまとめました。

I 学校の基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

1. 感染源を絶つこと
2. 感染経路を絶つこと
3. 抵抗力を高めること

1. 感染源を絶つことについて

- ・発熱や風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が見られる生徒や教職員については、自宅で休養することを徹底する。
- ・生徒は、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察カード」に記録し、登校後に担任が確認する。
- ・発熱がある場合や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとする。
- ・検温を忘れた生徒については、教室に入る前に検温する。
- ・登校後、体調が悪くなった生徒は、保健室等で検温を行い、発熱がある場合は保護者に連絡の上帰宅させ、出席停止扱いとする。

2. 感染経路を絶つことについて

- ・手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底する。
- ・登下校時を含む学校生活において、生徒は必ずマスクを着用する。併せて、手拭きのための個人用ハンカチやタオル類、およびマスクを置く際の清潔なビニール袋や布等も持参する。
- ・休み時間においてもソーシャルディスタンスを保ち、近距離での会話や発声等を避ける。
- ・多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）については、1日1回以上消毒液を使用して除菌する。

3. 抵抗力を高めることについて

- ・免疫力を高めるため、生徒および教職員は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がける。

II 生徒への感染防止教育と心のケア

1. 感染防止教育

(1) 感染予防の原則についての指導

- ① 「うつらない。うつさない。」ための行動を、自分で考えられるよう指導。
- ② マスク着用の徹底。
- ③ 石鹸による手洗いの指導・励行。
- ④ 「3つの密」の回避の指導。
- ⑤ 抵抗力をつけることの指導。

(2) 学校内での感染防止措置についての指導 → IVの項目についての指導の実施

2. 心の教育・心のケア

(1) 以下の内容を子どもたちにしっかり考えさせる。

- ① 新型コロナウイルスに関する正しい知識について
- ② 感染症にかかる可能性は誰にでもあることについて
- ③ 感染症になった当事者の思いに寄り添うことの大切さについて
- ④ 感染者、濃厚接触者等に対する「偏見」や「差別」について
- ⑤ 支え合う社会の心地良さについて
- ⑥ 予防のための欠席の合理性について

(2) 心理的ストレスを抱えている生徒に対するきめ細かな配慮や支援を行う。

- ① 必要に応じて、スクールカウンセラー等による支援を行う。
- ② 問題や悩みを抱える生徒や保護者が相談しやすいように、県内の相談機関に関する情報を提供する。

III 保護者の皆様に協力していただきたいこと（お願い）

1. 健康管理・感染の防止のために

- (1) 学校での感染防止策について親子で確認してください。
- (2) 健康観察カードへの記入を登校前に行ってください。（毎日提出）
- (3) 毎日、手洗い用のハンカチ等を複数枚持たせてください。
- (4) 予備マスクを携帯させてください。（マスクを置くためのビニール袋や布等も）
- (5) 発熱・咳などの体調に異変のある場合は、家で休養させてください。

2. 欠席・遅刻・早退などについて連絡

- (1) 欠席・遅刻・早退などの連絡は、学校へ直接電話連絡してください。
- (2) 学校で体調が悪くなった場合は、早退の措置をとらせていただきますので、学校からの電話連絡が取れる体制を整えておいてください。

- (3) 生徒の感染、濃厚接触が判明した場合、PCR検査を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡してください。
- (4) 家族・同居者に感染者・濃厚接触者が出た場合も、速やかに学校に連絡してください。

IV 学校生活各場面における感染防止対策

1. 授業

- ・話し合い活動は、全体での話し合いを主とし、ペアやグループでの話し合いを行う場合は、「3つの密」の回避した上で短時間で実施する。
- ・教室以外での授業、理科や体育など教具を複数で使う授業では、授業前後に手洗いまたは手指消毒を行う。
- ・（音楽）歌唱や吹奏楽器の演奏を実施する場合は、人がいる方向に口が向かないようにするなど飛沫が飛ばないように適切な対策を講じた上で行う。
- ・（家庭科）調理実習は当面見合わせる。
- ・（体育）可能な限り屋外で授業を実施する。熱中症予防の観点から、マスクの着用についてはスポーツ庁の指針に従う。

2. 休み時間

- ・体育館やグラウンドの使用は当分控える。
- ・図書室は、学級ごとに使用日を決め、入室の人数制限を行う。

3. 部活動

- ・顧問が活動前に生徒の健康観察を行い、体調不良が見られる生徒は参加を見合わせ帰宅させる。
- ・運動部活動のマスク着用については、体育の授業の扱いに準ずる。
- ・文化部では、密集して演奏したり、対面で発声したりする活動を避ける。